

国立大学法人京都大学経営協議会規程新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)の職員のうちから総長が指名するもの</p> <p>(4) 法人の役員又は職員以外の者のうちから総長が任命するもの</p> <p>2 前項第4号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1とし、その数は、12名を標準とする。</p> <p>3 第1項第2号から第4号までの委員の指名又は任命に当たっては、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名又は任命する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(構成)</p> <p>第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員<u>25名以上</u>で組織する。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 <u>経営協議会の委員の過半数は、前項第4号の委員でなければならない。</u></p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する第2条第1項第4号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。</p> |